業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの進捗状況 及び今後講じる措置

平成14年7月18日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

業種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
1 . 鉄鋼業	鉄鋼業においては、資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、鉄鋼製造に伴う副産物のリデュース・リサイクルを計画的に推進するとともに、他産業の副産物との競合、環境規制等の動向如何によっては厳しい状況が予想されるものの、現在高水準にある鉄鋼スラグのリサイクル率(平成12年度99.1%、出所:鉄鋼スラグ協会)の維持・向上を図るため、以下の ~の対策を講ずる。	現状 鉄鋼スラグ発生量 平成13年度 3,664万 t 平成12年度 3,718万 t 鉄鋼スラグ最終処分量 平成13年度 39万 t 平成12年度 35万 t 鉄鋼スラグの有効利用率 平成13年度 98.9% 平成12年度 99.1%	
	鉄鋼スラグの環境安全性、資源としての有用性を裏付けるため、鉄鋼スラグの基礎的・多面的なデータの蓄積・分析および知見の収集等を推進することにより、河川、海域での利用等の新規用途開発を図る。	工事の追跡調査((財)沿岸開発技術研究センターとの共同研究)及び横須賀港久里浜地区護岸での水砕裏込め材ボーリング調査を行った。	・環境JIS策定の一環として、「スラグの化学物質試験評価方法」のJIS原案を作成する予定。 鐵鋼スラグ協会の平成14年度の重点課題は下記の通りである。 ・平成15年度からの追加指定に向けてのグリーン購入法への対応・公共工事等への高炉セメント普及活動の推進・土木工事用水砕スラグのガント・コンパ・クションパ・イル材、岸壁裏込め材としての評価まとめ等)・高炉水砕スラグを用いた底質改善材の開発(マリフォーラム21での覆砂試験の追跡調査)・電気炉酸化スラグのコンクリート骨材JIS化の推進(JIS化原案作成)・で電気炉酸化スラグのコンクリート骨材JIS化の推進(JIS化原案作成)・ビッグプロジェクト需要への対応(新北九州空港、中部空港、関西空港、神戸空港等)
	利用拡大のためのPR活動等 空港建設等大型プロジェクト等に対応して、公共工事の施主である国土交通省地方整備局及び港湾局、地方公共団体、公社・公団に対して、鉄鋼スラグの特性と有用性のPR等に努める。 例:空港建設用の土木用材、港湾工事材料、道路用鉄鋼スラグ	・鉄鋼スラグ製品の普及に向けて、主要需要先に購入促進を働きかけるとともに、各種パンフレットの作成及びホームで、対を開設し、官公庁、自治体等関係需要先に下で、地域においても以下に述べる活動を精力的に行った。東日本地域の活動: 1.公共工事の工事費縮減方針を踏まえ、魅力的なスラグ利用技術について、官庁及び自治体への提示を行った。 土木用水砕技術のPR再生路盤材との共存・棲み分けコンクリート粗骨材技術データ集積 2.中部国際空港プロジェクトへの対応 西日本地域の活動: 1.共通課題として、業界として技術交流会を開催、スラグ製品の今後の販売に向けての技術的を行った。また、対外的には高炉セメント及び土工用スラグの普及PRを推進した。 2.各地区ではそれぞれの地域事情に応じて官庁・自治体等へのスラグ製品のPR活動を実施(例)兵庫県スラグ路盤研究会の活動 3.空港プロジェクト等の重点スポット活動関西空港期プロジェクト、神戸空港プロジェクト、新北九州空港プロジェクト、についての鉄鋼スラグ製品使用への対応を行った。	・パンフレット、技術資料の整備拡充並びに関連学会、機関での論文発表を予定している。

電気炉酸化スラグのJIS化の推進

電気炉酸化スラグのコンクリート用骨材としての適用研究の結果、利用可能性が確認されたことを踏まえ、今後、平成15年度のJIS制定を目指して、土木学会及び建築学会の設計施工指針作成に取り組む。

さらに、産業廃棄物のリサイクルのため、再生品の市場の拡大、 他産業からの材の受入れ等(廃プラスチック等)、産業間連携を推 進することとする。

特に、廃プラスチックの受入れについては、集荷システム等の条件整備を前提として、平成22年に100万~の受入れ目標を達成するべく、受入れ体制を整備する。

以上の取組により、(社)日本鉄鋼連盟における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に50%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。

- ・電気炉酸化スラグのコンクリート骨材JIS化の推進 「電気炉酸化スラグ利用研究委員会」(委員長:愛知工業大 学長瀧教授)での研究にて、ほぼJIS化への目途を得た。 これを受け平成14年4月にJIS化原案作成委員会が発足 した。(平成13、14年度経済産業省社会基盤創成標準化 の補助金を受けている)
- ・容器包装リサイクル法の平成12年度完全施行に伴い、国をはじめとする制度運営関係者、収集側である市町村、使用側である鉄鋼企業、輸送に詳しいJR貨物等の参画のもと、市町村における廃プラスチックの分別収集計画及び施設整備状況等を調査し、鉄鋼製造プロセスによる広域的・全国的な廃プラスチックのリサイクル体制の構築に向けた検討を行った。
- ・平成14年度中のJIS制定を目指すとともに、電気炉スラグ骨材の利用を進めるため、土木学会、日本建築学会の設計施工指針を作成中である。
- ・鉄鋼業は、集荷システム等の条件整備を前提として、平成22年には廃プラスチックを100 万分受け入れる目標を達成するべく、体制維持に努力する。

業種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
2 . 紙・パルプ製造業	紙・パルプ製造業においては、資源有効利用促進法の特定省資源 業種に指定されたことを踏まえ、紙・パルプ製造に伴う副産物のリ デュース・リサイクルを計画的に推進するため、以下の対策を講ず る。		
	技術開発等により生産工程における省資源化や副産物の排 出の抑制を推進する。	日本製紙連合会等において、繊維分の回収技術などの情報交換を実施。	左記対策を引き続き推進。
	排出量の大部分を占める汚泥については、今後とも古紙リサイクルの拡大に伴いその発生の増大が見込まれるものの、脱水処理に加え、焼却処理を促進することによる減量化を促進するとともに、それらによって得られるエネルギーを、蒸解工程及び抄紙工程における熱源としての利用することを推進する。	廃棄物焼却炉や廃棄物ボイラーの更新・導入を促進。	左記対策を引き続き推進。
		各社におけるセメント原料、土壌改良材などへの利用状況、 及び汚泥焼却炉にかかる規制によるリサイクルへの影響とその 対応方向、問題点等について日本製紙連合会等において検討、 情報交換を実施。	左記事業を引き続き推進。
	以上の取組により、日本製紙連合会における産業廃棄物の 最終処分量(有姿量)の削減目標を平成10年度比で平成 22年度に57%削減と設定し、早期に達成するべく努力す る。	最終処分状況の調査を実施。	左記事業を引き続き推進。
	また、紙・パルプ製造業においては、古紙の利用の拡大を一層推進するとともに製材残材や建設発生木材由来のチップのうち製紙原料として経済的、技術的に利用可能なものの利用に努める。	古紙利用率は、2001年度末で58.3%。「2005年度までに60%に向上する」とした目標達成に向けて着実に実施。	

業種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
3 . 化学工業	化学工業においては、有機化学工業製品製造業及び無機化学工業製品製造業が資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、副産物のリデュース・リサイクル及び有害性の廃棄物等の適正処理のために以下の対策を講ずる。	副産物については、レスポンシブル・ケア活動にもとづき各 事業者の自主的取組として、以下のように進めてきている。	
	製品工程の改善を一層進め、その副産物の発生の抑制を推 進する。	設備や運転条件の改善など、それぞれの製造工程に適し た副産物の発生抑制に創意工夫をもって取組んでいる。 新規に開発した触媒等により、副産物を発生しない技 術や発生を抑制するいくつかの新技術の開発が進められ た。	無機化学工業製品製造業、有機化学製品製造業は資源有効利用促進法の特定省資源業種であり、副産物の発生抑制・再資源化についての計画を作成し、これを公表することで、取り組みの促進をはかる。
	汚泥の最終処分量減量化のため、不燃性汚泥については、 石膏、セメント用としての利用を、可燃性汚泥については、 原料及び肥料としての利用を促進する。併せて脱水設備の改 善及び設置、焼却設備の設置により、各事業者において、中 間処理による減量化をさらに推進する。 有害物質を含む廃棄物等の処理を適正化するため、各事業 書において事業所内の無害化処理を徹底させるとともに、処 理業者に処理を委託するにあたっては、廃棄物の性状、処理	化学工業における発生量の最も多い汚泥については、事業者の努力により8割が減量化され、残りの2割のうち、4割を再資源化している。高性能脱水装置の導入やスラッジ専用の焼却設備の導入による燃え殻のセメント等への利用が進められており、減量化・再資源化率の向上を進めている。 汚泥に次いで発生量の多い廃油(廃溶剤)については、例えば、廃塗料からの溶剤回収システムの導入によるリサイクル利用を進めるなど、多くの事業者が再資源化に取り組んでいる。	化学工業における廃棄物の種類は多岐にわたっており、汚泥といっても様々であるので、それぞれの性状に応じた発生の抑制・再資源化について、レスポンシブル・ケアに基づき、事業者の自主的な活動として、一層の努力を行う。
	方法等の情報提供に努める。	廃棄物の削減の一環として、事業所内での処理を促進してきており、処理業者への委託にあたっては、処理能力があることを確認したり、作業者の安全を考えてMSDSに準じた書類を整備し、廃棄物の性状を明らかにした上で十分な処理業者に交付するなどの対策を行っている。 保管中のPCB無害化処理の推進や、新たなPCB処理技術の開発も進められている。	廃棄物の実態調査を通じて、副産物の発生 抑制や再資源化の情報を業界で共有すること によって、事業者間相互の啓発を進めて行 く。
	以上の取組により、(社)日本化学工業協会における産業 廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22 年度に52%と設定し、早期に達成するべく努力する。	左記目標を達成するべく、毎年の廃棄物実態調査を通し て進捗状況をチェックしており、おおむね達成の見込で推 移している。	毎年の廃棄物実態調査を通して進捗状況を チェック(継続)

現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
1 . 板ガラス製造業においては、その副産物のリデュース・リサイクルを推進するため、特に、以下の対策を講ずる。	1.現状(平成12年度:脱水処理後ペース) 磨き砂汚泥発生量 100.4千t(平成11年度67.2千t) 磨き砂汚泥最終処分量 3.7千t(平成11年度 2.2千t) 磨き砂汚泥再資源化率 96% (平成11年度 97%)	
製品の歩留まりの向上等により工程内カレットの発生抑制を推進する。	磨き砂汚泥 (微粒珪砂) については、ガラス原料としての再利用の他に、セメントや窯業建材ボードの原料、銅・亜鉛精錬用として利用を拡大した。また、含水率のコントロール、脱鉄などにより原料としての高付加価値化を実施した。	磨き砂汚泥(微粒珪砂)については、ガラス原料としての再利用の他に、セメントや窯業建材ボードの原料、銅・亜鉛精錬用としての利用を引き続き行うとともに、再資源化率(平成12年度:96%)の維持向上を図る。
磨き砂汚泥(微粒珪砂)のガラス原料としての再利用を推進するとともに、新規用途開拓のための調査研究活動の結果絞り込んだセメント原料、銅・亜鉛製錬用、窯業建材原料を主用途としたリサイクルを実施し、再資源化率(平成11年度:97%)の維持・向上を図る。併せて、含水率のコントロール、脱鉄などにより原料としての高付加価値化を図る。		
磨き砂汚泥(微粒珪砂)の既存の利用分野及び新規利用分野での利用拡大のため、企業及び業界団体において建材メーカー等ユーザーに対する広報活動に努める。	既存の利用分野及び新規利用分野での利用拡大のため、 各企業において建材メーカー等ユーザーに対してサンプル 提供による広報活動を実施した。	既存の利用分野及び新規利用分野で利用拡大のため、各企業及び業界団体において建材メーカー等ユーザーに対して引き続き広報活動に努める。
 2.建設廃棄物として排出される廃ガラス、自動車から排出される廃ガラスなどのリサイクルを推進するため、板ガラス製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置づけることも視野に入れ、技術開発の推進及び受入基準の検討等を行う。 3.以上の取組により、板硝子協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に42%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。 	2 . 建築物や自動車から排出される廃ガラスのリサイクルに向けて、製品品質、設備、技術の課題を抽出し、今後講じる措置について検討するとともに、実証試験実施の際、目安とすべき「ガラスカレットの受入基準(案)」を新たに作成した。都市基盤整備公団による「公団住宅モデル分別解体工事」に実験協力し、建築解体現場から分別解体・分別回収された廃板ガラスを協会受け入れ基準を満たすカレットに原料化したものを板ガラス原料として試験的に使用した。	建設廃棄物として排出される廃ガラスの、板ガラス原料へのリサイクルシステムに向けた検討を行う。また、自動車用合わせガラスについては、ガラスと中間膜の 剥離技術についての研究開発を継続して行うとともに、自動車廃ガラスのリサイクルシステムについて検討を継続して行う。 引き続き、資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定することも視野に入れつつ検討する。
	クルを推進するため、特に、以下の対策を講ずる。 製品の歩留まりの向上等により工程内カレットの発生抑制を推進する。 を推進する。 を持き砂汚泥(微粒珪砂)の所名のにののででででででででででででででででででででででででででででででででで	クルを推進するため、特に、以下の対策を講ずる。 磨き砂汚泥発生量 1000.4千t(平成11年度67.2千t)

業種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
5.繊維工業	1 . 繊維工業においては、リデュース・リサイクルを促進するため、各業界団体、各企業が自主的に以下の対策を講ずる。		
	汚泥等の減量化のため、化合繊糸製造工程においては脱水・乾燥・焼却等により中間処理を強化し、リサイクルの用途拡大を促進する。また、染色整理工程においては設備の改善を引き続き行う。	(1)化学繊維製造業における汚泥の現状(平成11年度)発生量34.4万t(平成9年度 38.6万t)最終処分量2.5万t(同 6.2万t)再資源化量2.8万t(同 3.2万t)有効利用率52%(同 34%)(注)調査対象事業場:37事業場(17社)	・工程管理の強化等による発生量の削減。 ・引き続き、汚泥、ばいじんなどの残余廃棄物の マテリアルリサイクルを拡大し、サーマルリサ イクルも含めた再資源化をさらに推進。
		脱水、乾燥、焼却等の中間処理量の増大によって、汚泥、ば いじん等の最終処分量を削減。また、残余されたこれらの廃 棄物についてもセメント原料や肥料等への再資源化を推進。	
		(2)染色整理工程において使用する染料、薬品類等の量の最小化により廃水処理に係る環境負荷を軽減するため、以下の新鋭染色設備の導入を推進。 染料、薬品類投入量の最小化カラーマッチング機、自動染薬剤調合機の普及は、機械染色整理業にほぼ普及し、現在はより高性能なシステムに移行しつつある。インクジェット染色装置については試作レベルから実用化に向けての装置開発が行われており、現在世界トップレベルにある。 用水使用量の最小化引き続き低浴比噴流式染色機、向流式洗浄装置の普及が図られている。	・左記事業を引き続き実施。
	繊維くず等のリデュース・リサイクルを促進するため、生産条件の改善や工程管理の強化によりその発生量を削減し、発生したものについては、マテリアル・ケミカル・サーマルの各リサイクルを一層推進する。	化学繊維製造業における繊維くずの現状(平成11年度) 発生量 7.7万t(平成9年度 6.1万t) 最終処分量 1.7万t(同 1.2万t) 再資源化量 4.2万t(同 2.7万t) 有効利用率 7.1%(同 6.9%) (注)調査対象事業場:3.7事業場(1.7社) 繊維くずを再溶融して、成型品、つめ綿等への再資源化を推	・生産条件の改善や工程管理の強化による発生量の削減。・マテリアル、ケミカル、サーマルの各リサイクルの一層の推進。
		進するとともに、焼却処理時におけるサーマルリサイクルを 推進。	
	廃棄物処理・リサイクル等に関する技術開発を推進する。	ポリエステル減量加工により排出されるテレフタル酸の処理 は従前の方法に代えて、汚泥量発生の少ない、活性汚泥によ る方法に切り替わりつつある。	・左記事業の成果のさらなる事業化を促進するため、普及・啓蒙に引き続き努める。
		製織時に生じる捨て耳の再生利用技術の開発を実施(平成10 年度)。その後、開発された技術の普及及び事業化を推進。	
		染色整理工程の糊抜精練工程において使用する用水等の最少化を図るため、エネルギー使用合理化関係技術実用化補助金において研究開発された「連続低温プラズマ処理装置」「超低浴比染色加工システム」「酵素による綿繊維の連続精練」「2次元測色機及び染色自動調液装置」の実用化を達成。(平成10年度~平成11年度)実用化補助金で開発された技術の内「二次元測色装置及び染色自動調液装置」の実用化により、格外品の発生が減少し廃棄物処理量の減少に寄与している。	

2		繊	維	製品	品	サ	プ	ラ	イ	チ	I	_	ン	に	お	け	る	産	業	廃	棄	物	の	減	量	化				
		繊	維	製品	品	サ	プ	ラ	1	チ	I	_	ン	に	お	しし	て	情	報	技	紨	を	積	極	的	に	活	用	す	
	る	こ	٢	ات ،	ょ	IJ	,	生	産	,	流	通	業	務	を	効	率	化	U	中	間	製	品	,	最	終	製品	品(の	
	不	良	在」	亩(ന	削	減	筀	を	図	る	_																		

3.日本染色協会、日本毛整理協会、日本繊維染色連合会と関係す る業界団体等が連携して、産業廃棄物の最終処分量の削減方策を 検討するとともに、その新たな削減目標の設定について検討す

サプライチェーン・マネージメント実証事業の実施(平成10|・引き続き情報化の普及・啓発に努める。 年度~平成11年度)により、無駄な発注の減少を通じた不良 在庫の圧縮を促進。

新鋭染色設備の導入を図り、染色整理工程において使用する 染料、薬品類等の最少化により排水処理に係る負荷を軽減し 、汚泥等の減量化を促進。

・前回同様、更に使用薬剤の生分解性の高い薬剤 の選択を行い、優先的に使用する。

業種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
6.非鉄金属製造業	非鉄金属製造業においては、銅第一次製錬・精製業が資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、スラグ、ダスト、金属くず等のリデュース・リサイクルを促進するため、業界内外との連携を一層強化するとともに以下の対策を講ずる。 スラグについて、その基礎的特性の調査研究、コンクリート用細骨材、道路用材等の用途開発研究を行うほか、安定供給化を図るとともに、新たな利用先の開拓を推進する。また、道路用・セメント用のスラグJIS化や官公庁用各土木建	現状(平成 1 3 年度) 【日本鉱業協会】 銅、鉛、亜鉛製錬分野の 鉱業廃棄物/有価発生物、産業廃棄物/有価発生物の発生量 最終処分量[CJC報告データより] 1998年 1999年 2000年 発生量 298 320 331 万トッ	【日本鉱業協会】
	設用資材(港湾工事)利用について検討を実施する。	最終処分量 87 60 66 万 ½ 最終処分率 29.2 18.8 20 % 地金生産量比 100 105 111	
		・銅スラグ細骨材を使用したコンクリートの長期暴露試験を実施 ・各製錬所でのコンクリート試験を継続して実施 ・平成14年2月、銅スラグがグリーン購入法対象品目に指 定	・スラグの用途先である土木建設業界等との連携強化 ・銅スラグを、コンクリート用細骨材以外のグリーン購入法対象品目とすることも引き続き要望 ・道路用スラグJIS化の可能性、官公庁用各土木建設用資材(港湾工事)としての可能性について検討する
	シュレッダ・ダスト等の廃棄物から有用な非鉄金属元素を 一層回収・利用するため、必要な研究開発を推進する。 また、リサイクルが行える工場を広く一般に認識してもら い、現在最終処分されている非鉄金属をよりリサイクルに誘 導するため、「非鉄金属リサイクル工場(仮称)」としての 認定に関するJIS化を目指す。	・シュレッダーダスト等から有用な非鉄金属元素を回収するために非鉄金属製錬炉を活用できるよう平成13年10月、関連法令の一部が改正された・シュレッダーダスト等の投入量増加のため施設を増強・シュレッダーダスト等の廃棄物から有用な非鉄金属元素を一度回収・利用する研究開発を推進するため平成14年度のNEDO提案公募に応募	・関連法令の整備について引き続き要望を行う ・シュレッダーダスト等の処理に関する技術開発 の推進
	その他の非鉄金属製造業についても副産物のリデュース・リサイクルへの取組を強化する。とりわけ、アルミドロスについては、生産管理の徹底によりその発生抑制に取り組むとともに、有効に再利用するための技術開発を行う。 以上の取組の結果により、日本鉱業協会、日本伸銅協会、日本アルミニウム協会、日本電線工業会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を以下のとおりと設定し、早期に達	【日本アルミニウム協会】 アルミニウム製造については、 ・アルミドロスの再資源化を図るための試作と実用化を推進 ・鉄鋼用アルミドロスのJIS化 ・廃油の社内燃料化の推進	アルミニウム製造については、 ・左記の取り組みを引き続き推進 ・アルミドロスの無害化技術の調査検討
	成するべく努力する。また、日本アルミニウム合金協会においては、産業廃棄物の最終処分量の新たな削減目標の設定を検討する。 ・日本鉱業協会 平成10年度比で平成22年度に41%削減 ・日本伸銅協会 平成10年度比で平成22年度に13%削減 ・日本アルミニウム協会	【日本アルミニウム合金協会】 アルミニウム合金の製造については、 ・生産工程におけるアルミドロスの発生抑制に取り組むととも に、アルミドロスからの金属アルミ回収率を向上	アルミニウム合金の製造については、 ・左記の取り組みを引き続き推進 ・アルミドロスのサンプリング方法のJIS化 ・複合材などの普及により原料アルミスクラップ の品質劣化への対応(設計・製造段階において リサイクル容易にすることを要望)
	平成10年度比で平成22年度に14%削減 ・日本電線工業会 平成10年度比で平成22年度に25%削減	【日本伸銅協会】 伸銅品の製造については、 ・廃油の再資源化等の促進 ・スラグ等からの有用金属回収率を向上	伸銅品の製造については、 ・左記の取り組みを引き続き推進
		【日本電線工業会】 電線の製造については、 ・廃プラスティックの分別強化を図り、再資源化を推進 ・スラグ等からの有用金属回収率を向上	電線の製造については、 ・左記の取り組みを引き続き推進

業 種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
7.電気事業	電気事業においては、電力需要の増加に伴い、石炭灰を始めとする 副産物の発生量が平成22年度には平成2年度の約2倍に増加すると 見込まれている。そのような状況に鑑み、再資源化量を平成2年度の 約3倍に拡大し、平成22年度の最終処分量を平成2年度実績値に抑 えるよう、以下のとおりリデュース・リサイクルを積極的に推進する 。	・石炭灰の発生量 平成12年度:約544万t (平成11年度:約479万t) ・石炭灰最終処分量 平成12年度:約124万t (平成11年度:約113万t) ・石炭灰有効利用率 平成12年度:約77% (平成11年度:約76%) (平成11年度:約76%)	
	石炭灰については、燃焼効率の向上等によりその発生を抑制する取組を行うとともに、フライアッシュのJIS規格見直し等の規格・基準の整備、利用拡大のための研究開発及びマーケティングを推進するほか、地方自治体等に対し、土地造成材としての石炭灰有効利用のための啓発活動を行う。	・平成11年のJIS改正に合わせて、石炭灰のセメント・コンクリート分野への有効利用促進を図るため、各品質等級の石炭灰を使用する場合の配合方法、施工方法等の指針を取りまとめ、発行した。(平成11年3月) (社)土木学会: 「フライアッシュを用いたコンクリートの施工指針」 (社)日本建築学会: 「フライアッシュを使用するコンクリートの調合設計、施工指針」	・これら施工指針等の普及・PR活動を行い、有効利用の拡大を図る。
		・フライアッシュを加工した材料の路盤材、地盤改良材等、一般の土工材への用途拡大を目指して、各電力でその技術的検討を実施。 ・各電力会社及び関連企業において、パンフレット等により、適宜自治体等の利用先に普及啓発活動を実施した。 ・石炭灰を含む廃棄物等の有効利用拡大のため、電力会社のリサイクル事例を取りまとめた「電気事業における廃棄物等リサイクル事例集」をホームページ等で公表した。	・各電力でその技術的検討を進め、さらに普及・需要拡大のための条件整備の検討を行う。 ・普及啓発活動を継続的に実施し、有効利用の拡大に努める。 ・石炭灰等廃棄物を使用した再利用品の利用促進を図るため、電力共通で使用できる「土壌等に接するリサイクル品の利用に係るガイドライン」の策定に取り組む。
	脱硫石膏については、今後とも全量の有効利用を継続するよう取り組む。	・脱硫石膏については、前年に引き続き全量有効利用を達成。	
	その他建設廃材や金属屑等についてもリデュース・リサイク ルへの取組を強化する。	・金属屑、建設廃材等については、リサイクルにより有効利用を維持、拡大。	・引き続き左記事業を推進
	石炭灰有効利用の促進のため、社内工事などへの自社内利用 に取り組む。		・石炭灰リサイクルの推進に今後とも積極的に取 り組む。
	以上の取組により、電気事業連合会における産業廃棄物 (ばいじん・燃えがら・汚泥)の最終処分率の削減目標を平成10年度比で平成22年度に16%削減と設定し、早期に 達成するべく努力する。		

業種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
8.自動車製 造業	自動車製造業においては、資源有効利用促進法の特定省資源業種に指定されたことを踏まえ、自動車製造に伴う副産物のリデュース・リサイクルを計画的に促進するとともに、使用過程及び使用済みとなる全ての工程で、副産物のリデュース・リサイクルを促進する。	日本自動車工業会では、従来より廃棄物等の削減対策として、発生抑制、再資源化等による最終処分量の最小化を目標として対策を推進。 副産物の総発生量: 約 361 万 t (98 年度) 約 316 万 t (00 年度) [13 %] 最終処分量: 約 8.5 万 t (98 年度) 約 5 万 t (00 年度) [41 %]	・ 左記事業を引き続き実施。・ 左記自工会目標の早期達成を目指して引き続き実施
		再資源化率: 約 75 %(98 年度) 約 77 %(00 年度) 日本自動車工業会における最終処分量削減 2010 年度目標 (4.3 万トン)も前倒し達成の見込み。	
		「特定省資源業種指定」への対応 特定省資源業種指定に伴い、金属屑・鋳物廃砂の3Rを促進す るため、各社毎に5年後(2006年度目標)の目標を策定し経済 産業省に届け出。	・ 特定省資源業種指定に基づき届け出た金属屑 ・鋳物廃砂の 5 年後目標に向け,取組を実施
	金属くずについては製造工程の効率化によりその発生を抑制するとともに、再資源化を徹底する。	金属くずの発生抑制と再資源化 ・発生抑制対策: 板金プレス材料の歩留まり向上、素形材の取代減少等。 発生量: 約 213 万 t (98 年度) 約 196 万 t (00 年度)[8.2 %] ・処分量の削減: 既に 99.8 %の再資源化率を達成しているが、分別回収・圧縮等減容化の収集運搬性の向上、再溶解し鋳造用鉄鋼への再資源化により、一層の向上に努力。 最終処分量: 約3 千 t (98 年度) 約2 千 t (00 年度)[32 %]	
	鋳物廃砂についてはふるい別、洗浄、焼成等により添加物や破砕された細砂を分離して再使用するとともに、コンクリート用骨材、粘性土の改良材等としての再利用を推進する。	鋳物廃砂の発生抑制と再資源化 ・発生抑制対策: 鋳物砂の循環利用向上・使用量削減等。 発生量: 約 44 万 t (98 年度) 約 39 万 t (00 年度) [10 %]	
		・処分量の削減:セメント・路盤材等への再資源化推進。 最終処分量: 約 2.5 万 t(98 年度) 約 1.3 万 t(00 年度) [49 %]	
	その他の各製造工程における副産物についても発生抑制・再 資源化を推進するとともに、部品製造段階における廃棄物の再 資源化・減量化に十分配慮して製品の設計及び製造工程の工夫、 不要材料・端材の工程内リサイクルの推進等を行うこととする。	その他の対策 ・樹脂部品の仕損じ品・端材等の新材料への転用、塗膜剥離 技術・塗膜が付着状態でのリサイクル技術開発。 ・廃棄物等の燃料化(エネルギー回収)による最終処分量削減。	・ 左記事業を引き続き実施。
	以上の取組により、日本自動車工業会における最終処分量の削減 目標を平成10年度比で平成22年度に50%以上削減と設定し、 早期に達成するべく努力する。		
	使用過程で発生する使用済み部品及び使用済み自動車のリユース、リサイクルを促進するため、部品取り外し容易構造、リュース・リサイクルが容易な部材の採用等に努める。	指定省資源化製品認定に伴い、日本自動車工業会して3Rガイドラインを策定し、実施中。	・ 左記事業を引き続き実施。
	サインが付続な品材の採用すに対める。 使用済みプラスチックのリサイクルを促進するため、プラスチック部品の素材等の技術開発を推進するとともに、新規利用分野に関する調査研究を行う。	リサイクル容易な熱可塑性樹脂の採用拡大。	・ 左記事業を引き続き実施。

業種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
9.自動車部 品製造業	自動車部品製造業においては、生産工程から生じる金属くず、鋳物廃砂等のリデュース・リサイクルを促進する。 金属くずについては製造工程の効率化によりその発生を抑制するとともに、再資源化を徹底する。 鋳物廃砂についてはふるい別、洗浄、焼成等により添加物や	(社)日本自動車部品工業会において、第2次「環境自主行動計画」を制定(平成14年6月20日)し、産業廃棄物(金属くず、鋳物廃砂、廃プラ、廃油等)の最終処分量を2010年度までに1999年度比で50%削減する目標を設定。 産業廃棄物の最終処分量の推移 18.8万トン(1999年度) 14.4万トン(2000年度)	左記の計画に掲げられた目標を達成するため、 ・ 処理に関する技術、情報の共有化 ・ アンケート調査等による定期的な実態把握 等を行い、取組を推進する。
	破砕された細砂を分離して再使用するとともに、コンクリート 用骨材、粘性土の改良材等としての再利用を推進する。		

業種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
10.電子・電 気機器製造 業	副産物のリデュース・リサイクル及び適正処理を促進するために以下の対策を講ずる。	副産物の発生抑制・再資源化促進を図るため、以下の各種調査、情報提供を行い、会員企業の啓発を図っている。・発生抑制・再資源化促進事例集の作成・配布及び事例発表会の開催・副産物の実績調査報告書の作成・配布・ゼロエミッションの考え方調査報告書の作成・配布・廃掃法解説書の作成・配布・廃掃法解説のセミナーを 開催・適正処理の体制整備(ISO14001取得、現地確認)・団体及び会員企業のホームページ・展示会等で情報の公開上記啓発活動に基づき、以下個別活動 ~ の促進を図っている。	副産物の発生抑制・再資源化促進を図るため、各種調査を継続し、会員企業への更なる情報提供を行う予定。 ホームページの内容を充実させ、電機・電子4団体活動の周知・普及を図る予定。
	原材料の選定及び使用の最適化等により副産物の発生を抑制する。とりわけ、金属くずについては加工方法の最適化により、残材の最小化を推進し、廃酸、廃アルカリ、廃油については加工方法や生産設備の改善等により、その発生抑制を推進する。	原材料のサイズ最小化等により、廃棄物発生の抑制を推進。 ・金属材料のサイズを最小化し使用量を削減 ・酸・アルカリの使用限度の延長により使用量を削減 ・有機溶剤の回収・再生利用により使用量を削減 ・成型金型変更によりプラスチック残材を削減し、使用量を 削減。	更なる廃棄物の発生抑制のための加工技術の 継続的改善を図る。
	副産物の分別を徹底し、リサイクル容易化を推進する。	材料の統一化等による分別簡素化の推進。 ・プラスチック等への材質表示 ・複合材の削減による再資源化の容易化(塩ビ鋼板、Crメッ キ鋼板の削減、複合プラの削減) ・易解体性設計の導入	リサイクル関係業者と協調し、分別回収の徹 底を推進する。
	副産物の再資源化用途を拡大するため、セメント製造業界、鉄鋼業界等と連携を図る。	セメント業界等との連携を図り、路盤材・建設材への使用。 ・セメント業界:廃プラの燃料原料化、汚泥のセメント原料 化、廃油の燃料化、廃アルカリの原料化 ・鉄鋼業界:廃プラを高炉の還元剤として使用 ・製紙業界:廃プラをRDF化し燃料として使用	セメント業界等との連携を強化するとともに、 再資源化技術の開発を推進する。
	廃プラスチック樹脂等の再資源化技術、フッ酸の回収技術等の研究開発等を通じて、これらの再資源化を推進する。また、TMAH系廃アルカリの再生や再資源化可能な樹脂への転換を推進する。	再生可能樹脂である熱可塑性樹脂等の導入の推進。・フッ酸の回収技術の開発等による再資源化の推進。	再資源化可能な樹脂への転換を促進する。
	廃酸、廃アルカリ、廃油等の処理を適正に行うため、中間 処理及び無害化処理を、極力、各企業が自社内において行う こととし、処理設備の整備に努める。 また、委託処理を含め、適正な廃棄物処理が行われるよう 体制の強化に努める。	廃アルカリ:肥料原料として使用。濃縮装置による減容化。中間処理後セメント原料として有効利用。 廃酸:金属材料の表面処理用として再利用。再生回収し中和剤に再利用。希釈系の中和処理。酸洗浄用薬品として再利用廃油:燃料として使用。 污泥:セメント材料として使用。脱水処理による減容化。 廃プラ:燃料化、高炉還元剤として使用。材料別に分別収集し、可能なものは原料化。 金属くず:金属精錬原料として使用。 設備整備による再資源化促進(RDF設備の社内導入による廃棄プラスチックの燃料化)	再資源化用途を調査し、今後の使用拡大を推進し、引き続き体制の強化を図る。
	以上の取組により、電子・電気等4団体における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に21%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。	以上の取組の結果、産業構造審議会で設定した電気・電子等4団体における産業廃棄物の最終処分量の削減目標(平成10年度比で平成22年度に21%削減)を達成の見込み。	ゼロエミッション化への取組の展開の拡大を 図り、更なる削減を図る。

業 種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
11.石油精製業	石油精製業は、汚泥・廃油・ダスト等のリデュース・リサイクルを促進するため、以下の対策を講ずる。 汚泥等の減量化のため、排水処理装置の管理の徹底・脱水装置の改善等により、各事業者におして、は持徹底していく。 廃油・ダスト等の再生資源化を促進するため、再利用先関連業界との連携を強化する。	最終処分量 2.8万t 再資源化量 20.2万t 再資源化率 41.7% (減量化後:87.8%) (参考:平成10年度 - 現行ガイドライン基準年度) 汚泥・廃油等発生量 86.9万t (減量化後:25.3万t) 最終処分量 5.3万t 再資源化量 20.0万t 再資源化率 23.0% (減量化後:79.1%) (参考:平成2年度 - 石油業界の自主行動計画基準年度) 汚泥・廃油等発生量 73.2万t (減量化後:21.0万t) 最終処分量 9.9万t	発生量低減に努めるとともに、建築廃材の分別徹 底や、汚泥、ダスト等のセメント原料化、廃油の

業 種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
12.流通業	流通業界では、メーカー及び消費者の接点となる立場を活用し、以下の点に留意し環境問題に対する取り組みを行うこととする。 1.容器包装に対する取り組みの強化容器包装材の減量化推進包装材使用の抑制、簡易包装や買い物袋の繰り返し使用及び布袋の販売等の取り組みをさらに強化する。また、買い物袋の有料化は、利便性・消費者の嗜好などを踏まえた上で、他社との競争に与える影響に配慮して推進することとする。環境適合包装材の導入廃棄処理の容易な包装材、リサイクルされた包装材、リサイクルが容易な包装材などのリサイクルの可能な包装材等の選定・導入に努める。	 包装紙の削減の取り組み ・「ご自宅用品のノー包装キャンペーン」 平成7年6月以降、会員各店に呼びかけ。ギフト商品や商品特性上やむを得ない場合を除き、"包装しない"ことを原則とした。呼びかけに応じ、約9割の会員店が実施。 ・平成5年を基準として平成22年の包装使用量を30%削減することを目指し対策を実施しているところ。平成12年の実績は平成5年比で21.3%の削減となっている。(日本百貨店協会) ・マイバック・マイバスケットキャンペーンの実施、野菜等のトレイの削減、簡易包装、NO包装運動の実施。(日本チェーンストア協会) 	左記事業を今後も継続して実施。 (日本百貨店協会、日本チェーンストア協会)
	リサイクルへの取り組み ・社会全体の適切な役割分担の下、効率的なリサイクルシステムの構築に向けて、資源の店頭回収等による協力に努める。 ・容器包装リサイクル法に基づいて再商品化義務を履行する。 こうした取組の結果、 <u>日本</u> 百貨店協会においては平成22年に平成5年比30%の包装材の削減を目指す。	再生包装材使用状況の調査、使用促進 ・毎年実施している『百貨店の環境対策に関する定期調査』において会員の再生包装材の利用状況を調査・分析。百貨店の包装紙における再生紙の使用割合を、平成22年までに80%とすることを目指す。平成12年度の使用割合は54.9%となっている。 (日本百貨店協会) ・包装紙、紙袋、チラシ、カタログ、ポスターなどへの再生紙使用の推進。(日本チェーンストア協会) ・再生容器包装材の使用促進を図るとともに、これを受け個別会員ごとに対策を実施。 (日本百貨店協会、日本チェーンストア協会)	左記事業を今後も継続して実施。 (日本百貨店協会、日本チェーンストア協会)
		 容器包装リサイクル法に関する取り組み ・『百貨店人のための容器包装リサイクル法ガイド』(平成9年3月)に基づいて、法の概要と百貨店への影響を周知。(日本百貨店協会) ・リサイクルシステムの構築に向け、容器包装リサイクル法による再商品化義務の履行徹底を図るため、説明会を開催し、会員への周知を促進。 (日本百貨店協会、日本チェーンストア協会) 	引き続きパンフレット等を配布し、会員店舗の容器包装リサイクル法の周知徹底を図る。 (日本百貨店協会、日本チェーンストア協会)
		リサイクル資源回収の取り組み・ビン、缶及びペットボトルの店頭分別回収の実施を促進。((社)日本フランチャイズチェーン協会)・トレイや牛乳パック等の店頭におけるリサイクル用回収ボックス設置の推進。 (日本チェーンストア協会)	左記事業を今後も継続して実施。 ((社) 日本フランチャイズチェーン協会、 日本チェーンストア協会、)

		/ストア協会 段 : 回り 内 : 実が	X量(t)			】 	
	品目	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	
	アルミ缶	1,426 (1,597)	1,524 (1,705)	1,694 (1,603)	2,156 (1,640)	2,323 (1,824)	
	スチール 缶	1,622 (679)	1,828 (827)	1,864 (511)	1,875 (449)	1,867 (498)	
	ガラス瓶		413 (547)	483 (287)	1,205 (335)	2,021 (369)	
	牛乳パック	4,814 (3,176)	4,966 (3,108)	5,883 (3,498)	6,533 (3,408)	8,181 (4,001)	
	へ゜ットホ゛トル	104 (177)	718 (663)	1,771 (930)	3,105 (995)	4,494 (1,188)	
	発 砲 スチロールトレイ	1,996 (3,524)	2,146 (3,367)	2,825 (3,826)	3,168 (3,710)	4,103 (4,022)	
	ガラス瓶(データな	のH8につい し。	ては、調剤	査方法が異	なるため、		
2.環境問題に配慮した商品の販売 環境保全、自然保護の観点から、詰め替え製品や再生素材を 使用した商品等の環境問題に配慮した商品を品揃えし、販売に 努める。	に成一7消(促 ト等イて1パ6費i 進 イの等会2一・、fe。 レ詰か	16	『含る%に震さり 一品ラ百事リ、。境 me店 等のス貨務サコまへ n 協 再販チ店用イピたの(会 生売ッの品ク - 、影() 商促ク	環のルー商響的 品進を対入品で原チュ 販他用のをに 販他用した しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん し	兄区 3、ッた シッ商調、・製ク商 ヤト品で マンボ (すい アンボ () アンボ () アンバ	分レ、流L) ールン析ッ名通C直 ややガ。ト刺かAし 洗トー平ぺでら を 剤レ、	左記事業を今後も継続して実施。 (日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、 (社)日本フランチャイズチェーン協会)
	・リサイク	・ェーンス ' ル商品の和 本フラン:	責極的活用			の促進。	
	(日本百	· · · · · · ·	等の国際規 寛監査につ 日本チェ	ーー 格や業界の いての研究	ì.		左記事業を今後も継続して実施。 (日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、 (社)日本フランチャイズチェーン協会)
3.家電リサイクル法の対応 家電製品を扱う小売業者は、家電リサイクル法に基づき、使 用済家電製品の引き取り及び引渡しに係る義務について適切に 対応する。		イクル法に する家電! へ働きか!	こ適切に対 ノサイクル	応するため システム/	の入会を	家電取り	左記事業を今後も継続して実施。 (日本百貨店協会、日本チェーンストア協会)

4. 事業活動に伴う廃棄物の減量化 事業活動に伴う廃棄物(食品廃棄物、ダンボール箱等)につい ては、その減量化に努める。	事業活動に伴う廃棄物削減の取り組み ・『百貨店統一ハンガー』システムを導入(平成9年度より 本格展開)。 百貨店、アパレル、ハンガーメーカー、物流	左記事業を今後も継続して実施。 (日本百貨店協会、日本チェーンストア協会)
とりわけ、食品廃棄物については、食品リサイクル法に適切に	業者の4者にて、『百貨店統一ハンガー』システムを構築。	
対応し、再生利用等の実施率を平成18年度までに20%に向上さ せることを目指すとともに、再生利用等を促進するために不可欠	縫製工場から百貨店店頭までハンガーの付け替え無しで衣料品を納品するため、ハンガー廃棄物が出ない。使用後の	
な関係事業者との協力や連携の在り方について検討する。	ハンガーは回収・洗浄を経てリサイクルされるシステム。	
	ほぼ全店舗で導入。平成13年度においては約2,000 万本の出荷本数を達成した。(日本百貨店協会)	
	・ビン、缶、トレイ等の分別回収を徹底する他、通い箱やハ ンガー納品システム等の納品形状の改善により、会員各社	
	において段ボールや発砲スチロール等の排出量を削減。 (日本チェーンストア協会)	
	・繰り返し使える通い箱をほとんどの加盟企業で導入済み。	
	((社)日本フランチャイズチェーン協会)	
	・生ゴミの減量化に努める一方、一部会員において生ゴミ処 理機を導入し、生成された堆肥を取引農家に供給。	
	(日本百貨店協会、日本チェーンストア協会)	
	消費者に対するPR	左記事業を今後も継続して実施。
簡易包装、買物袋の減量化等、流通業界における環境問題への 取り組みに当たっては消費者の問題意識と具体的取組が必要不可 欠であることにかんがみ、キャンペーンの実施等により消費者に	・『簡易包装推進ポスター』の掲示。 毎年度中元・歳暮期に、簡易包装推進ポスターを会員企業 各店に掲示し、消費者に訴求。 (日本百貨店協会)	(日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、 (社)日本フランチャイズチェーン協会)
P R する。	,	・その他、環境問題に関する中央省庁、都道府
	・『マイバック・マイバスケットキャンペーン』の実施 ポスターの掲示及び一般からのアイディアを募集し、レジ	等が行う行事にも積極的に協力を行っていく。 う努力する。(日本チェーンストア協会、
	袋削減に取り組む。	(社)日本フランチャイズチェーン協会)
	・環境に関するパンフレットの作成、配付。 会員企業の店舗にパンフレットを置き、消費者に「ゴミが	
	ゴミでなくなる日へ~循環型社会実現のために~」の P R 活動を実施。	
	・全国各地で催される環境展、消費者生活展等に、環境に関	
	するパネルを展示し、環境に関するPR活動を実施。 (日本チェーンストア協会)	
	・会員各企業において、環境問題についての消費者の意識向	
	上に資するPR及び従業員の教育を促進。 ((社)日本フランチャイズチェーン協会)	
	・環境月間(6月)等に、協会加盟店に呼びかけ、協賛事業 を実施。様々な手法により、消費者に対して環境に配慮し	
	た生活を提案。	
	(日本百貨店協会、日本チェーンストア協会)	
	実態の把握 ・毎年実施している『百貨店の環境対策に関する定期調査』	 左記事業を今後も継続して実施。 (日本百貨店協会)
る(日本日貞店協会、日本ナェーソストア協会、(在)日本ノフ ンチャイズチェーン協会)。	・毎年美施している。白質店の境境対策に関する定期調宜』 にて会員企業の廃棄物排出及びリサイクルの状況を把握。	(口平日貝伯協云)
	平成12年度における、店内から1ヶ月に排出される廃棄物の1㎡あたり量(推計値)は、平成5年比で13.1%	
	初の「mのたり重(推計値)は、平成5年にと13.1% の削減となっている。 (日本百貨店協会)	

業 種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
13. リース業	リース業は、製品の機能をユーザーに提供するという循環型社会を構築していく上で期待されるビジネスモデルの形態を有している。そのため、こうしたビジネス形態の特徴を活かし、今後はより一層のリデュース・リユース・リサイクル(3 R)の促進に協力するため、以下の対策等を講ずる。		引き続き、パソコン及び複写機メーカーリサイクルシステムの動向等を考慮し、同システム 等への協力に努める。
	1.リースアップ物件、特に、最近その必要性の高まっているパソコン、複写機の処理に関する実態を把握する。	リースアップパソコン等の処理実態を把握するため、社団 法人リース事業協会員企業306社に対してアンケート調査を実施し、会員企業におけるリースアップパソコン及び複写機の メーカーリサイクルシステムへの接続状況を把握する等、当 該資料を基に同協会内に既設されているリースアップ対策委 員会において内容を精査。	
	2.リースアップパソコンのメーカーリサイクルシステム等へ協力するとともに、リースアップ複写機のメーカーリサイクルシステム等への協力に関する検討を行う。	メーカーリサイクルシステムの進捗状況等の把握に努め、 リースアップ対策委員会において、メーカーリサイクルシス テムへの接続について、パソコン・複写機などのメーカー団 体と連携して検討会を開催、リース業界が現在抱える課題点 等の検討を実施。	
業種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
14. セメント 製造業	セメント製造業においては、セメント製造における原燃料として年間約2、560万トン(平成11年度)もの廃棄物・副産物を受け入れているが、平成13年7月に取りまとめた「循環型社会の構築に向けたセメント業界の役割を検討する会」の報告書を踏まえ、今後とも他業種から排出される廃棄物・副産物の受入れ等を積極的に拡大していく。 また、エコセメントの普及を促進するため、JIS化の検討を引き続き行う。 さらに、関係者との協力等条件整備により、平成22年度におけ)セメント各社はセメント製造における原燃料として約2,810 万トン(平成13年度)の廃棄物・副産物を使用した。 平成13年度のセメント1トン当たりの廃棄物・副産物利用量は355kgである。)(社)セメント協会は、平成9年度から平成13年度にかけて可燃性廃棄物の燃料化等の技術開発事業を実施。この事業では廃プラスチックを燃料に用いて、サーマルリサイクルの有効性)セメント産業は、法規制の改正や運用の適正 化等、ガイドラインで触れる関係者との協力等 の条件整備により、他業種から排出される廃棄 物・副産物の受入等を積極的に拡大し、併せて 、廃棄物を多量に使用したセメントの利用促進 を図る。)エコセメントについては、平成14年7月にJ S化される予定である。)可燃性廃棄物の燃料化等の技術開発事業を推
	るセメント1トン当たりの廃棄物利用量の目標を400kg(平成11年度311kg)と設定し、達成するべく努力する。	並びにセメント製品の品質に影響がないことを確認した。	進する。)高塩素含有リサイクル資源対応のセメント製 造技術開発事業を実施し、廃棄物・副産物の受 入範囲の拡大を目指す。
 業 種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
未作			

生産工程から発生するゴム廃棄物の削減及びリサイクル

生産工程から発生するゴム廃棄物の削減及

業 種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
16.石炭鉱業	 1.石炭鉱業において、その副産物のリデュース・リサイクルを推進するため、 坑道掘削による岩石、石炭の選別過程におけるボタについては、選炭設備の改良によりその発生を抑制する取り組みを行うとともに路盤改良材、セメントの混和材等としての利用を推進する。 石炭専焼自家発電所から排出される石炭灰については、燃焼効率の向上等によりその発生を抑制する取組を行うとともに、坑内採掘跡充填、セメント材等としての利用を推進する。 2.以上の取組により、石炭エネルギーセンターにおける産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に36.4%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。 	現状(平成12年度) ボタ 石炭灰 排 出 量 153万t 1.0万t 再資源化量 7万t 0.9万t 再資源化率 4.7% 90.6% 1.選炭工程により発生するボタについては、製品炭収率向上により減量すべく選炭設備の各種改良に取り組み、前年度に比べ30.7%の減量を達成した。 ・石炭灰については坑内充填による利用が進んでいる。 ・その他の金属系廃棄物等については、ほぼ全量再資源化を達成している。	・更なる選炭設備の改良による発生量の抑制及び 路盤改良材等としての利用の促進を推進する。

業種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
17.ガス業	1.都市ガス業界において、都市ガス製造工程から汚泥、廃油等が 発生することから、以下のリデュース・リサイクルを推進する。	現状 都市ガス製造工程から発生する産業廃棄物の最終処分量は 800 t (平成 1 2 年度)。	
	排水処理汚泥、廃油の発生量の抑制を、石油等を原料として都市ガスを製造する改質設備から、LNG(液化天然ガス)等の気化設備を主とする都市ガス製造設備へ変更することにより推進	左記 により、従来の石油系原料を高温で改質・ガス化する工程が、原料のLNGを海水と間接熱交換して気化させるシンプルな工程に変更されたため、排水処理汚泥、廃油の発生抑制に大きな効果をあげた。	・左記の措置 、 を引き続き推進する。
	汚泥の乾燥による減量化 金属有価物および一般廃棄物の産業廃棄物への混入防止の ための分別回収の徹底、金属くずのリサイクル、廃油のリサ イクルの推進	発生する産業廃棄物についても、左記 、 のような減量化およびリサイクル化を推進することにより効果をあげた。	
	2.以上の取組により、日本ガス協会における産業廃棄物の最終処分量の削減目標を平成10年度比で平成22年度に25%削減と設定し、早期に達成するべく努力する。 (平成11年9月実施の経団連環境自主行動計画廃棄物分野におい	・ なお、産業廃棄物の発生量は、数年に一度発生する大規模工場のプラント整備の有無により年度間にバラツキがあるため、今後も引き続き安定した低排出量で推移できるように削減に努める。	
	て設定した数値) 平成 2 年度 4,400 t 平成 1 0 年度 1,600 t 平成 1 7 年度 1,300 t (対平成 1 0 年度比 1 9 %削減) 平成 2 2 年度 1,200 t (対平成 1 0 年度比 2 5 %削減)		

業 種	現行ガイドライン(平成13年7月12日改定)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
	工場生産住宅製造業においては、その特性を活かし、高耐久性等の性能を有し、循環型社会構築に配慮した快適な住宅の提供にさらに努める。また、業界団体等において住宅のライフサイクル全般にわたるリデュース・リサイクルへの取組を盛り込んだ環境に配慮した住宅生産ガイドライン「エコアクション21」を定期的に見直し、内容の更なる充実を図る。また、新規住宅の生産・供給に係る廃棄物の排出量を平成22年までに50%(平成9年比)に削減することを目標とし、その達成を目指す。	成12年5月に環境行動計画「エコアクション21」を策定した。 「エコアクション21」における環境目標として、新規住宅の生産・供給に係る廃棄物の排出量を平成22年までに50%	アンケート調査を年 2 回実施する。その結果を エコアクション 2 1 推進委員会に報告し、同委員 会にて環境行動計画の進捗管理を行う。